

「ADR」の魅力ー「あっせん・仲裁」のススメ

医療ADRの現状

～医療紛争の特殊性に配慮した手続を目指して

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会 ADR 検証小委員会委員長 松井 菜採 (48 期)

2007年9月に創設した東京三弁護士会の医療ADRは、今秋から5年目に入ります。これまでの申立件数（2011年8月末現在）は、156件（うち東弁は72件）であり、堅実に育っていると言えるでしょう。

1 医療ADRの「東京三会」方式

東京三会方式の医療ADRの特徴は、医療紛争の経験豊富な弁護士があっせん人として関与することです。従来の一般あっせん人に加え、患者側代理人の経験が豊富な弁護士1名、医療側代理人の経験が豊富な弁護士1名もあっせん人となり、あっせん人3名体制で和解あっせんを行います。あっせん人候補者名簿には、患者側・医療側15名ずつ登録されています。

また、あっせん人2名体制（患者側代理人の経験豊富な弁護士1名、医療側代理人の経験豊富な弁護士1名）や、あっせん人1名体制（一般あっせん人1名）も用意しており、事案に応じてご要望いただければと考えています。

2 医療紛争の特殊性への配慮

医療紛争には、①被害者の心情（原状回復、真相究明、反省・謝罪、再発防止への思い）に配慮しなければならない、②診療経過事実や法的責任要件の有無を認定することが容易ではない、③損害額の算定において、交通事故基準にはない特有の損害

論がある、といった特殊性があります。*1

医療紛争の経験豊富な弁護士があっせん人に加わることで、これらの特殊性により配慮した手続とすることを目指しています。ことに、医療紛争での代理人活動を重ねた弁護士の論点整理能力は、和解あっせんを進める上で役立っていると考えています。

3 応諾率・和解率・手続期間

東京三会の医療ADRの応諾率は約6割、応諾された事件のうちの和解率は約6割です。創設から2011年8月末までに47件の和解が成立しています。

和解の内容は、医療改善に向けた努力条項だけで金銭支払のない事例から、千万円単位の和解金が支払われた事例まで様々です。割合的には、十万円単位ないし百万円単位の和解金で解決される事例が多くを占めます。金銭条項のほか、謝罪、再発防止誓約、守秘義務に関する条項等を定める事例も、よく見られます。

和解解決事件における手続の平均期間は5～6か月、平均期日回数は3～4回です。

4 どのような事件が適しているのか？

典型的には、双方当事人とも解決を目指した話し合いを望んでいるが、諸事情により二当事者間での話し合いではうまく行きそうにない場合に、ご利用いただければと考えています。

また、私見ですが、患者・家族が解決プロセスに参加できることも、医療ADRの長所の1つです。双方当事者に弁護士が就いた場合、患者・家族は、弁護士同士の示談交渉に直接関わることは、なかなかできません。しかし、患者・家族の中には、自分の言葉で思い・被害を語り、自分の耳で説明を聞き、医療側への要求（金銭請求に限らず、医療改善・再発防止の要求など）を述べたいと望んでいる方が少なくありません。解決プロセスに自ら参加することで、苦しい体験を乗り越えられ、自主的解決につながることもあると思います。

5 最近の改善点

東京三会仲裁センター連絡協議会と東京三会医療関係事件検討協議会は、合同で検証プロジェクトチームを作り、2009年度にアンケート調査等の利用・運用状況の検証を行い*2、2010年度に検証結果に基づく改善策を検討しました。

改善点の第1は、東京三会の手続の共通化です。医療ADRは、東京三会の各紛争解決センター等で実施されているため、会ごとに事務手続が異なる面がありました。利用者の便宜を考慮し、各会の個性を生かしつつ、共通化できる手続は共通化しました。

第2は、手続進行について、①対話促進とそれによる相互理解のステップ、②具体的な解決に向けた合意形成のための調整のステップがあることを意識しつつ進めることを、確認しました。医療紛争では、医療機関の説明責任と情報の共有化が重要であるこ

とに配慮したものです。

第3は、東京三会共通の医療ADR専用のミニパンフレットをつくり、今夏から配布を始めました。今秋には、大きめサイズの詳細版「医療ADR Q&A」も登場します。これらのパンフレットは、医療ADRへの理解促進のため、首都圏所在の1千以上の病院にも郵送配布する予定です。

なお、第三者医師による医学的知見の導入の可否については、様々な議論はありましたが、2009年度のアンケート調査でも「不要」との意見が9割方を占めることもあり、今のところ導入は予定していません。

6 おわりに

医療紛争を受任されたときには、示談・調停・訴訟のほかに、医療ADRという選択肢もあることを、是非ご考慮下さい。また、クライアントから「弁護士会から医療ADR申立書が届いた」との連絡があったときは、まずは応諾する方向でご検討下さい。多くの方々のご利用をお待ちしております。

*1：東京三弁護士会医療関係事件検討協議会・ADR小委員会「医療事故紛争とADRのあり方に関する提言書」（2006.6）http://www.toben.or.jp/known/iinkai/iryou/pdf/arikata_teigensyo.pdf

*2：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会「東京三弁護士会医療ADR検証報告書」（2010.3）http://www.toben.or.jp/known/iinkai/iryou/pdf/tokyo3kai_adr_houkoku.pdf